

各国の軍事情報：国際災害救助
特別資料編

2011.6.22 (水) [山下輝男](#)

はじめに

平成 23 年 3 月 11 日に発災した「東日本大震災」は、M9 という超巨大地震災害、地震に伴う津波災害、福島第一原発災害を惹起し、大規模広域複合災害という我が国災害史上未曾有の被害をもたらし、発災から 2 カ月有余の本稿執筆時点（5 月 19 日）においても収束が見えない状況である。

本災害救援活動において特筆すべきは、米国をはじめとする世界各国からの極めて広範かつ緊要な支援を得たことであろう。本稿では、各国からの支援状況、特に外国軍隊による災害救援活動を瞥見する。

次いで、主としてアジア各国の国際災害緊急援助活動の枠組みを整理し、それとの比較において我が自衛隊が行う国際緊急援助活動の概要および域内における 2 国間および多国間取り組みを紹介する。

I 東日本大震災における諸外国の我が国に対する救援・支援など

1 全般

(1) 5 月 13 日現在の各国の活動状況

22 カ国、4 国際機関延べ約 1200 人が活動に従事、図表中赤字は活動終了、青字は活動継続中である。国名を列記するとどめ、詳細は省略する。

シンガポール、ドイツ、スイス、米国、英国、中国、メキシコ、台湾、豪州、ニュージーランド、韓国、フランス、モンゴル、イタリア、ロシア、インドネシア、トルコ、南アフリカ、イスラエル、インド、ヨルダン、タイ、スリランカ

東北地方太平洋沖地震における各国等の活動状況

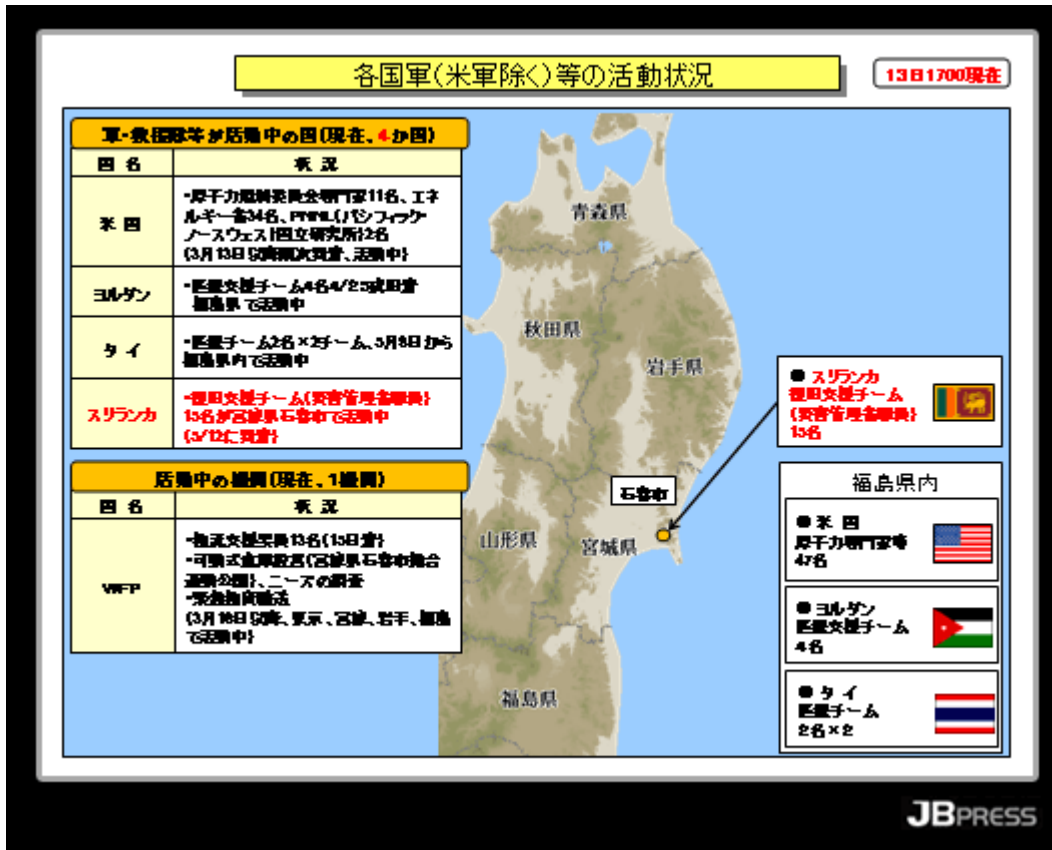
安全実況調査本部調査科
5月13日 1700現在



JB PRESS

ギャラリーページへ

(2) 同じく5月13日時点の各国軍(米軍除く)等の活動状況



ギャラリーページへ

(3) 諸外国などからの物資支援・寄付金

外務省がまとめた5月6日時点の資料によれば、計146の国・地域および計39の機関が支援意図(一般的な支援表明、人的支援・物的支援・寄付金)を表明した。

物資支援は、49カ国、寄付金は77カ国総額150億円以上である。中には、大半の国民が国名を聞いてもその位置を正確に答えられないような遠い国からの心温まる支援もある。我が国の永年にわたる地道な国際貢献・国際交流の然らしむるところだろうと思料する。

また、今上陛下や総理・外相などにお見舞いのあった国・地域・国際機関の名称が、A4用紙に細かい字で列挙記載されているが、その数11枚に上る。

2 来援した外国軍隊の活動状況など

ア 米国

(ア) 経緯

(1) 3月11日夜、日本国外務大臣から在日米国大使に対して在日米軍による支援を正式に要請(防衛省からも同種要請実施済み)

(2) 米国に限らず、諸外国が各種救援活動を行う上で日本国法令の適用に関し所管省庁

が所管法令に基づき対応（H10.1.20 海外からの支援受入れに関する関係省庁申し合わせ）

(3) 海外からの支援を緊急かつ円滑に受け入れることができない場合は、政令を制定して対応（災害対策基本法第 109 条の 1）

(4) 米国：日本国の要請を受け入れ、米国国内法（合衆国法典）および権限を有する者の命令により対日本支援を実施
 (イ) 実績など

●規模：最大投入兵力：艦艇約 15 隻、航空機約 140 機、支援兵力約 1 万 6000 人

●3 月 11 日日米調整所立ち上げ、13 日から活動開始

●活動内容など

物資・輸送支援	食料（189 トン・57 トン） 水（7729 トン・402 トン） 燃料（45.3 キロリットル・74.4 キロリットル） その他（104 トン・192 トン）
復興支援	・空港（仙台空港） ・港湾（八戸、宮古、気仙沼港、大島） ・学校等（石巻市湊小学校等 12 施設） ・J R 仙石線復旧支援（野蒜駅、陸前小野駅） ・日米文化交流（4 校） ・シャワー運営（6 カ所）
捜索救難	人命救助：10 名 ・ご遺体収容：0 #1 集中捜索(4.1～4.3) 海軍・空軍・海兵隊が参加 #2 集中捜索(4.10) 陸軍（UH60×1）のみ参加 #3 集中捜索(4.25) 陸軍（UH60×2）のみ参加
原発関連	・物資貸与（ポンプ 5 台、防護衣 100 着、真水搭載バージ 2 隻） ・放射能対応チームによる支援（CBIRF 等） ・情報収集・分析 ・モニタリングポスト設置（全 8 カ所設置）

物資・輸送支援	食料（189 トン・57 トン） 水（7729 トン・402 トン） 燃料（45.3 キロリットル・74.4 キロリットル） その他（104 トン・192 トン）
復興支援	・空港（仙台空港） ・港湾（八戸、宮古、気仙沼港、大島） ・学校等（石巻市湊小学校等 12 施設） ・J R 仙石線復旧支援（野蒜駅、陸前小野駅）

	<ul style="list-style-type: none"> ・日米文化交流（4校） ・シャワー運営（6カ所）
搜索救難	人命救助：10名 ・ご遺体収容：0 #1 集中搜索(4.1～4.3) 海軍・空軍・海兵隊が参加 #2 集中搜索(4.10) 陸軍（UH60×1）のみ参加 #3 集中搜索(4.25) 陸軍（UH60×2）のみ参加
原発関連	<ul style="list-style-type: none"> ・物資貸与（ポンプ5台、防護衣100着、真水搭載バージ2隻） ・放射能対応チームによる支援（CBIRF等） ・情報収集・分析 ・モニタリングポスト設置（全8カ所設置）

イ 豪州

（ア）経緯：豪国からの援助隊の派遣申し出に対し、日本国として受け入れを決定・表明した。日本の受け入れ表明を受け、行政府の権限により日本支援を実施したものと推察される。

（イ）実績：豪州空軍のC-17輸送機2機をもって、3月17日から3月26日まで、人員・物資輸送を実施した。

●在沖縄15旅団の輸送：（3月17～19日、嘉手納～横田、5ソーティ、人員51人、車両等18両）

●C-17により豪救助隊員75名を輸送等

（ウ）活動状況

●嘉手納空軍基地における第15旅団の車両積載



[ギャラリーページへ](#)

●横田基地における卸下

●三沢空軍基地で北海道から輸送した飲料水を卸下



ギャラリーページへ

ウ 韓国

(ア) 経緯：韓国からの援助隊の派遣申し出に対し、日本国として受け入れを決定・表明した。日本の受け入れ表明を受け、韓国国内法（海外緊急救護に関する法律）に基づき、権限を有する者の命令により対日支援を実施したものと推察される。

(イ) 実績：C-130 輸送機により、3月14日韓国緊急援助隊102人を輸送、4月5日物資輸送を実施した。

エ イスラエル

(ア) 経緯：イスラエルからの援助隊の派遣申し出に対し、日本国として受け入れを決定・表明した。

※医師法により、原則として本邦内で外国の医師資格を有する者が医療行為を行うためには日本の医師国家試験に合格し厚生労働大臣の免許を受けなければならないところ、医師法の想定を超える緊急事態につき、外国人医師が本邦内で必要最小限の医療行為を行っても正当業務行為となる（厚生労働省医政局医事課業務連絡＝23.3.14）。これは本震災第1号特例となった。

日本の受け入れ表明を受け、イスラエル国内法および権限を有する者の命令により対日支援を実施したものと推察される。

(イ) 実績

●緊急医療支援隊53人

※内科、耳鼻科、小児科、婦人科

※HFC（ホーム・フロント・コマンド）隷下として派遣（HFC：II-3項参照）

●期間 H23.3.29 ～ 4.10

●南三陸町および栗原市において診療所を開設・運営（診察実績：212人）

●検査機器の寄贈

(ウ) 活動状況



(読売オンラインから)

ギャラリーページへ

II 列国の国際災害救援活動

1 米軍

(1) 災害救援活動の根拠

米国が、国外への災害救援活動を実施する際には、「合衆国法典 (US Code) 第 404 節 (海外災害援助)」により実施される。その規定によれば、大統領は、国外での災害に対応するため、国防長官に支援を提供するよう指示することができる。

日米ガイドライン「III 平素から行う協力」において大規模災害に関し相互協力する旨規定あり。

災害救援活動を実施する米軍は、在日米軍として「日米地位協定」および ACSA の適用を受ける。

(2) 国際災害救援のための平素の対応

特別な組織を有するのかどうか等不明であるが、在日米陸軍および海兵隊の平素の態勢は次の通りである。

● 在日米陸軍

◆ DAT (Disaster Assessment Team)

- ・ 2 個チーム編成 (各 10 人程度)
- ・ 通信機材 (衛星通信)、個人装備品
- ・ 通常 24 時間待機

※台風等の状況により派遣が予想される場合 12 時間待機へ移行

◆ 航空機： UH60×1 が 2 時間待機

●在日米海兵隊

31MEU（海兵機動展開隊）が洋上待機（2200人規模）

※東日本大震災発生時の31MEU（海兵機動展開隊）の動向

3月11日の朝、急襲揚陸艦「エセックス」に乗艦した31MEUは、マレーシアに到着。

その後、「エセックス」と31MEUはフィリピンに向かい、米比共同演習「バリカタン」に参加予定だったが、演習参加をキャンセルし、11日の夜に向け日本へ向けて出発した。

(3) 米太平洋軍の災害救援活動原則（抜粋）

- 受け入れ国が国民に対する責任を負う。国内での活動を主導するのは当該国家である。
- 多国籍部隊司令官の指示により部隊は運用される。
- 現地では密接かつ緊密な調整を実施する。
- 米軍は、大規模な物資配分・援助を実施する。
- 受け入れ国および支援省庁における専門分野について支援する。

2 豪州軍

(1) 災害救援活動の根拠

災害救援活動の根拠は、「豪州政府国外災害支援計画」に規定されており、その概要は以下の通りである。

ア 豪州政府は、国外災害に対し被災国の要請に合致した物的・技術的支援を行うための緊急事態対処計画として「豪州政府国外災害支援計画」を策定（軍の派遣含む）。

イ 豪州政府は、国外災害発生後、省庁代表者からなる「連邦政府災害対処タスクフォース」を設置し、被災国の支援要請に応じた支援内容を協議。

ウ 国防省は、この決定を受けて国防軍に派遣を命令（資料源：AusAID HP 201105112、EMA HP 201105112）。

※豪州では軍隊派遣に関する法的明文は存在せず、行政府の権限により、議会の承認なし

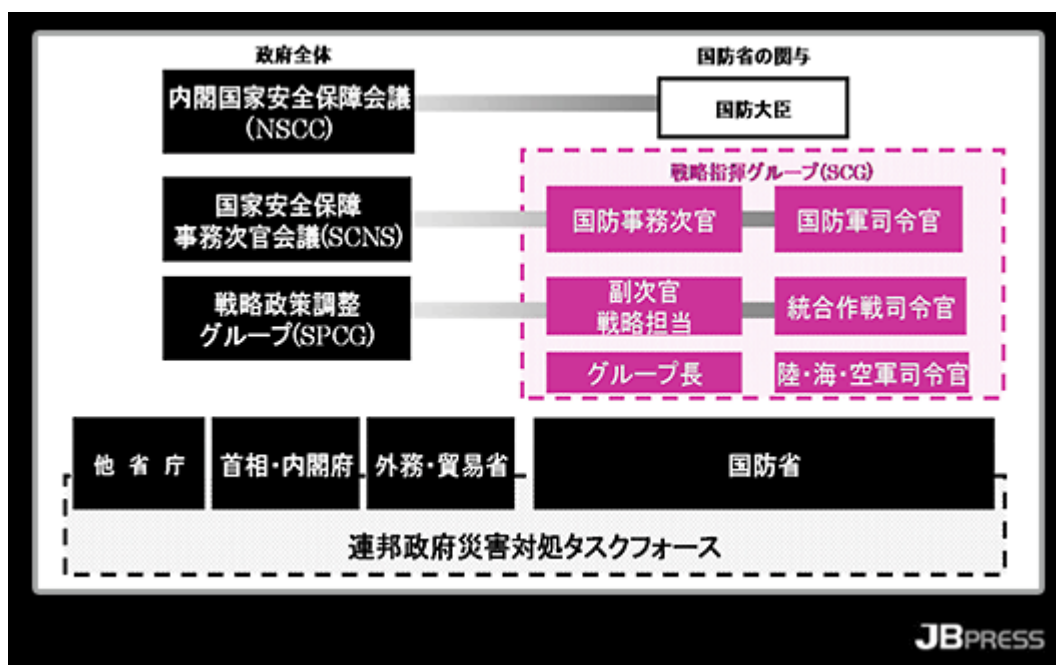
で外国に軍隊を派遣することが可能（資料源：Authority of War About the House 2003年

5・6月）

(2) 国際災害救援のための平素の対応

ア 国際緊急援助隊待機部隊等はない。ただし、軍が規定する「個人即応告知制度」（本来はPKOを目的とした即応性の告知制度）により、平素から即応態勢を維持。同制度に基づき、特技練度、健康状態、歯科健康状況、体力、個人装備火器操作練度、周辺環境（家族の同意）の6項目に関し人事管理データベースに登録して派遣に即応可能かを管理している（資料源：Army Individual Readiness Notice 20061110）。

イ 発災後、災害対処タスクフォース設置に連動し、戦略指揮グループが設置され、国防軍司令官に対して状況認識の提供および情報・政策・作戦に関する助言を実施（実動部隊の派遣詳細は不明）（資料源：Multinational Interoperability Council 20060417）。



ギャラリーページへ

3 イスラエル軍

(1) 国際災害救援のための平素の対応

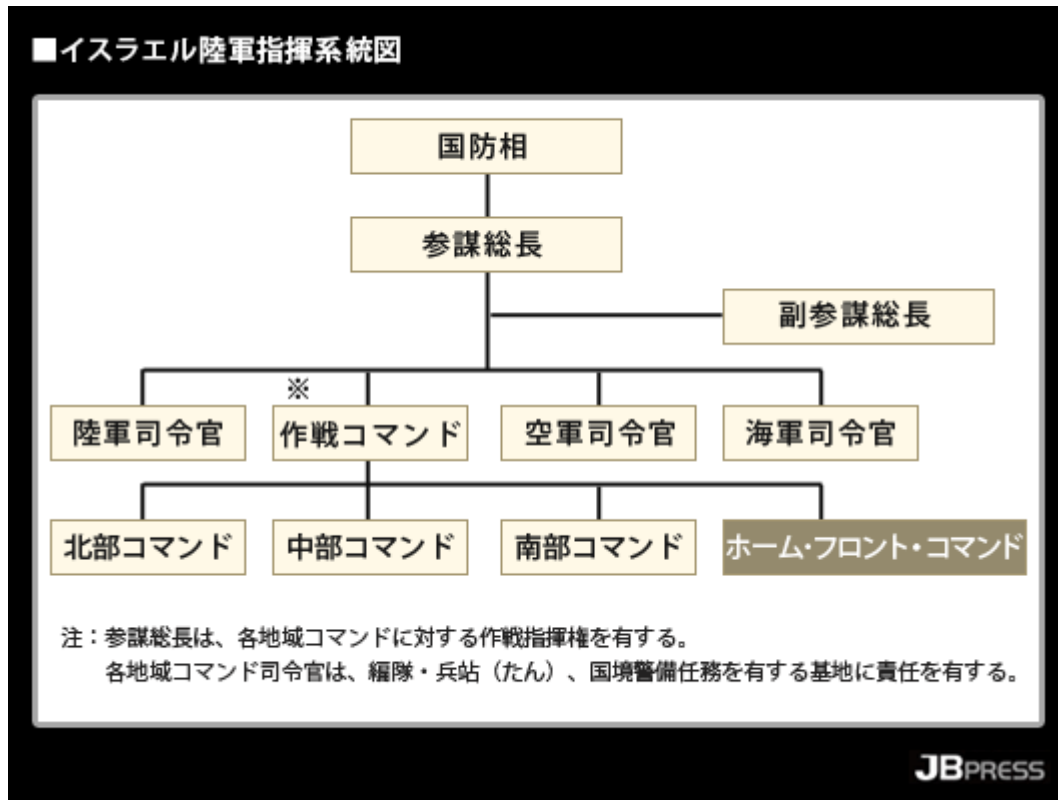
東日本大震災に派遣されたイスラエル軍緊急医療支援隊は、イスラエル陸軍のホーム・フロント・コマンド (HFC) の一部である。HFCはイスラエル陸軍の作戦コマンドの1つである。

ア イスラエル陸軍

(ア) 指揮系統：参謀総長は、指揮下に陸海空軍司令官を置く。参謀総長は、地上軍の作戦統制に関し、それぞれの地域コマンド（北部、中部、南部コマンド）およびホーム・フロント・コマンドを直接指揮する。

各地域コマンド司令官は、各地域師団および旅団に対し指揮権を有する。

(イ) 編成：陸軍は、3 個地域コマンドおよびホーム・フロント・コマンドから構成される。イスラエル国防軍 (IDF) は、戦力組成を明らかにしておらず、詳細については不明であるが、勢力見積もりは以下のとおりである。



ギャラリーページへ

- 実働部隊：4 個機甲旅団、17 個歩兵旅団、5 個空中機動旅団、1 個砲兵旅団
- 予備役：10 個機甲旅団、4 個歩兵旅団、3 個空中機動旅団、4 個砲兵旅団

(資料源：Jane's Sentinel Risk Assessment Eastern Mediterranean Issue Twenty-six-2010)

イ ホーム・フロント・コマンド (司令部:テルアビブ) の概要

(ア) 創設の経緯：1991 年 1 月に勃発した湾岸戦争で、イラクのフセイン大統領は、戦争の構図を「イラク対国際社会」から「アラブ対イスラエル」へと転換するため、イスラエルにミサイル攻撃を開始した。

対するイスラエルは、米国をはじめとする国際社会からイラクへの報復攻撃を自制するよう説得されたため、18 回・計 39 発のミサイル攻撃を許すこととなった。

弾道ミサイルによる化学攻撃を恐れたイスラエル国防軍は、イスラエルに住むすべての住民に対し、化学攻撃から身を守るための個人用防護キットを配布し、防護マスクの使用法および警報発令時の行動要領についてメディアを通じて説明した。

また、各家庭に防護設備の整った部屋を準備し、大人数の集会を禁ずる広報活動を行うとともに、国内戦線の防衛にかかわる医療隊およびレスキュー隊の協力体制を強化した。

しかし、民間防衛を任務とする部隊は、各地域コマンドの指揮下に置かれていたため、統制の利いた行動が取れず問題が生じていた。

このような経緯から、民間防衛に関する事項を一元的に担任する部隊の必要性が高まり、1992年2月7日、イスラエル国防軍（IDF）は、ホーム・フロント・コマンド（HFC）を創設した（資料源：SECURITARIAN「湾岸戦争とミサイル防衛—その時イスラエル国民は一」1998年11月号）。

（イ）編成

HFCは、イスラエル全土を6地区（北部地区、ダン地区、ハイファ地区、エルサレム地区、中央地区および南部地区）に分割し、各地区を指揮下に置いている。また、国家捜索救助隊（NSRU）、捜索救助学校および捜索救助中隊も指揮下に置いている。

●国家捜索救助隊（NSRU）

1984年、国家捜索救助隊（NSRU）は、平時および有事を問わず国内外における捜索救助活動を行う部隊として創設された。同部隊は、世界で最も先進的な装備を保有するとともに、緊急事態に対応するための人員輸送能力を保持している。

同部隊は、少数の現役兵を核心とした予備役部隊であり、人員には医師、技術者および医療機器操作者等が含まれる。また、災害救助犬も保有している。

●捜索救助学校

捜索救助学校は、NBC（核、化学、生物）、医療、消火活動および捜索救助に関する訓練を行う。また、国内の緊急事態に対応するとともに、国内外の災害においては捜索救助に重点を置いた活動も行う。

●捜索救助中隊

2003年11月、IDFは、捜索救助部隊を増強するため、「捜索救助中隊」を創設し、その後、更に2個中隊を創設した。同中隊は、練度を保つために訓練・演習を行うとともに、国内外の災害、テロ活動およびその他の緊急事態に備えて24時間態勢で待機している。

同中隊の隊員は、3段階の基本訓練および捜索救助学校における教育に加え、歩兵戦術、NBC防護、救急法、徒手格闘等の能力を必要とされる（資料源：ホーム・フロント・コマンドHP）。

(ウ) 任務

HFC の任務は、事態の悪化を防ぎ、犠牲者を可能な限り早急に治療することである。有事の際、HFC は、国民を保護するためあらゆる活動を行うが、平時でも警察の要請があれば出動する。

行方不明者の捜索活動、医療活動および大規模な崩壊施設除去作業において優れた装備および経験を有しているため、大規模災害等において警察の対応能力を超える場合には、HFC が担任する。

また、国外における災害、テロ等においても HFC が出動することがある。2008 年 1 月現在、HFC が参加した国外における活動は、以下の通りである。

1994 年 6 月	アルゼンチンでの爆破テロ
1994 年 7 月	ルワンダ内戦
1998 年 8 月	ケニアの米大使館爆破テロ
1999 年 8 月	トルコ大地震
1999 年 11 月	ギリシャ大地震
1999 年 11 月	トルコ大地震
2001 年 1 月	インド大地震
2004 年 9 月	エジプトでの爆破テロ
2006 年 1 月	ケニアのビル崩壊事故
1994 年 6 月	アルゼンチンでの爆破テロ
1994 年 7 月	ルワンダ内戦
1998 年 8 月	ケニアの米大使館爆破テロ
1999 年 8 月	トルコ大地震
1999 年 11 月	ギリシャ大地震
1999 年 11 月	トルコ大地震
2001 年 1 月	インド大地震
2004 年 9 月	エジプトでの爆破テロ

(資料源：東京財団報告書「諸外国に学ぶ国民保護体制のあり方に関する研究」2006年4月)

(エ) 活動

HFCの活動には、緊急時の警戒警報の伝達、防護マスクの配布、ハンドブックの配布等による国民への啓蒙活動がある。細部は割愛するが、国民保護を考える際には参考になるものと思料する。

4 韓国軍

(1) 概要

韓国(軍)の災害救援活動を要約すれば次の通りである。

- 韓国の海外災害救援活動は、行方不明者の捜索・救助については、主として消防防災庁傘下の119救助隊が派遣され、実施する。
- 軍は、海外での災害救援活動においては、航空機および艦艇による輸送支援を主に行う。
- 東日本大震災の際も、捜索救助隊は消防防災庁の119救助隊で編成され、救助隊や物資の輸送には韓国空軍のC-130輸送機3機が支援した。
- ハイチ地震のように、PKO活動の枠組み内での救助・復興支援の場合は、「国際連合平和維持活動参加に関する法律」に基づき、軍部隊が中心となって派遣される。この際、派遣される部隊は、軍内の海外派遣専門部隊「国際平和支援団」(3000人)が中心となる。

(2) 災害救援活動の根拠

「海外緊急救護に関する法律」により規定されている。この法律は、我が国が1987年に施行した国際緊急援助隊の派遣に関する法律(1992年改正)と同様のものと考えればよからう。

小生が面白いと感じた内容は以下の通りである。

- 第3条(他の法律との関係)：海外緊急救護に関して他の法律に優先適用
- 第4条(海外緊急救護の基本原則)

政府は人道主義に立って被害国政府の要請と韓国の国際的・経済的地位を考慮し、被害国又は国際機構と緊密な協力下に適切な海外緊急救護を遂行しなければならない。

●第5条（海外緊急救護の種類）

海外緊急救護は、以下の活動を包括する。

- 1 海外緊急救護隊の派遣
- 2 救援物資の支援
- 3 現金支援
- 4 保健医療活動
- 5 輸送支援
- 6 臨時災害復旧
- 7 その他大統領令で定める事項

●第6条（海外緊急救護対策の樹立）

●第8条（民・官合同海外緊急救護協議会）

●第10条（海外緊急救護本部）

●第11条（海外緊急救護隊の編成および派遣など）

(3) 国際災害救援のための平素の態勢

韓国は、海外で発生した大規模な災害に対しては国際救助隊、医療支援チーム、韓国国際協力団を中心に海外緊急救護隊を編成・出動させ、支援金と物資を支援している。

国防부는、外交通商部主管で改正された「海外緊急救護に関する法律」と同施行令に任務マニュアルなどの関連内容を反映した。

政府による海外災害緊急救護のための軍輸送機による任務マニュアルを発刊し、軍輸送機の緊急出動に備えた緊急対応指針、段階別措置事項、各種任務の参考資料等、国内外の関連機関との有機的な協力手続きを確立して緊急支援態勢を構築した（資料源：韓国国防白書 2010）。

(4) <参考>1 海外派遣専門部隊

ア 概要

韓国陸軍は2010年7月1日、海外派遣を専門とする1000人規模の陸軍部隊「国際平和支援団」の部隊創設式を行った。初代部隊長にはペク・ソンジェ大領（大佐相当）が充てられた。

同部隊は、派遣命令から1カ月以内に海外に派遣され、国連平和維持活動（PKO）または国際平和維持軍（PKF）の任務に取り組む。

部隊員は派遣命令に備え、基本的な戦術を熟知する。派遣命令が下ると、派遣先の言語や慣習などの教育を受け、任務地に派遣される。所在地は、仁川（インチョン）市桂陽区（ケヤング）である。

イ 部隊編成

陸軍は国際平和支援団とは別に、特殊戦司令部隷下の4個大隊で構成される1000人規模の「予備指定部隊」、約1000人の工兵、輸送、医務等、別機能部隊からなる「別途指定

部隊」を編成した。

予備指定部隊は、派遣専門部隊の交代、追加派遣に備える部隊である。四半期に 1 週間、派遣任務関連の教育を受ける。

別途指定部隊は、様々な派遣の必要性に対応するため、平常時は基本任務を遂行し、半期ごとに 1 週間の派遣基本教育を受ける。

これにより、韓国軍の海外派遣常備部隊規模は約 3000 人となる。

(資料源：連合ニュース 20100701)

ウ 海外派遣常備部隊の編成 (省略)

エ 法的根拠

2009 年 12 月 29 日に国会で議決した「国際連合平和維持活動参与に関する法律」を根拠とする。本来、政府が平和維持活動参加のために国軍部隊を海外に派遣する場合、国会の同意を得なければならない。

しかし、2010 年 1 月に発生したハイチ地震のように、迅速に派遣しなければならない場合がある。

このため、同法は、部隊規模を 1000 人とし、被派遣国の同意を得た場合など一定要件を満たす場合には国会の同意を得る前に国連と派遣について暫定的に合意できるよう規定している。

同法には、派遣地の選定、部隊編成、派遣規模の決定、携行装備等の内容が規定されている。

(資料源：国防日報 20100702)

* 国際連合平和維持活動参与に関する法律 (省略)

5 中国軍

(1) 災害救援活動の根拠

ア 国内

憲法および各種災害に関する法規・条令

イ 国外

(ア) 根拠となる法律・法規等は未確認

(イ) 国際的な人道主義の観点から人的および物的支援を提供

(2) 平素の態勢

ア 部隊の整備

(ア) 全般

中国は、各種災害に対応する 7 個の国家級専門的部隊 (洪水緊急対策部隊、地震災害緊急救援隊 (対外的には国際救援隊と呼称)、核・化学・生物緊急救援隊、空中緊急輸送支

援隊、交通緊急対策部隊、海上緊急捜索隊、機動通信保障隊)を整備

(イ) 国家地震災害緊急救援隊 (国際救援隊)

a 概要

2001年4月27日、国務院および中央軍事委員会は、中国初となる国家地震災害救援隊の創設を承認

b 細部内容

●任務

地震災害、またはその他の突発的事案により建物が倒壊し生き埋め状態となった人員の緊急捜索および救出

●保有能力

管理、後方支援、捜索、救助、医療および災害見積の6大能力

●部隊編成

北京軍区某工兵連隊、武装警察総医院の医療要員および中国地震局の専門家

●部隊規模 480人

●装備品

捜索、救助、動力、照明、通信を含む9項目150種類の約1万3000セット

イ 訓練場の整備

(ア) 2008年6月、国家地震緊急救援訓練基地を建設

(イ) 隊員の訓練や人材育成等を実施すると同時に、各国のメディア等に対し訓練状況を公開

ウ 国際的な交流・協力への積極的関与

(ア) 国際救援における交流・協力に積極的に参画し、関係国家、国際組織との意思の疎通・協調を図り、地域における災害救援メカニズムの整備と人材育成を推進

(イ) 米国、オーストラリア、ニュージーランド軍と共に、人道主義に基づく救援・防災に関するシンポジウムを行い、ASEAN地域フォーラムの軍が国際救援に参加する際の法

律規定を整備するためのセミナーのほか、ASEAN+3(中日韓)の軍による国際救援フォーラムを実施

(3) 過去の活動状況(国外)

ア 国際救援隊

災害発生時期	場 所	災害の種類
2003. 5. 22	アルジェリア	地震
2003. 12. 26	イラン	地震
2004. 12. 26	インド洋	地震・津波
2005. 10. 8	パキスタン	地震
2006. 5. 27	インドネシア	地震
2010. 1. 12	ハイチ	地震
2010. 7～	パキスタン	洪水
2011. 2. 22	ニュージーランド	地震
2011. 3. 11	日本	地震・津波

イ 軍

災害発生時期	場 所	災害の種類	派遣部隊等
2010. 1. 12	ハイチ	地震	医療防疫救護隊
2010. 7～	パキスタン	洪水	解放軍医療救援隊
			ヘリコプター部隊

6 台湾軍

(1) 災害派遣の根拠

ア 国内法での根拠

(ア) 災害救助法条文（2010年8月4日公布）

第23条：有効な緊急対応を実施するため、各級政府は以下の事項を実施する。

第8項：国際災害救助支援への協力

（資料源：全国法規資料庫 HP20080514）

(イ) 内政部令：内政部消防署事務細則（2002年7月12日公布）

a 第4条：総合企画グループの職務は次の通りである。

第12項：国際災害救助への参加、捜索救助の組織、重大災難支援の計画および協力

と交流

b 第 18 条：特殊捜索救助隊は以下を取り扱う

第 2 項：国際捜索救助組織の連絡、調整、会議の出席

第 3 項：国際重大災害の救援活動の企画、実施

(資料源：全国法規資料庫 HP20020712)

イ 台湾軍の災害派遣の根拠

台湾軍は、「災害予防・救助法」および「国軍災害派遣申請処理法」に基づき、災害派遣を実施している。

中央政府の防災業務主管機関および政府直轄市、県、市の地方自治体は、災害への対処が困難になった場合、軍の災害派遣を要請することができる。

国防부는、戦備任務および指揮系統に影響せず、支援能力を超えない範囲で兵力を派遣しなければならない。派遣部隊は、災害対策センター指揮官の指揮下で災害派遣活動を実施する。

(資料源：台湾国防報告書 2008、国軍災害派遣申請処理法 20010827)

(2) 国際災害派遣の平素の態勢

関連資料なし

7 インド軍

(1) 災害救援活動の根拠

2005 年防災法 (The Disaster Management Act 2005)

(資料源：アジア防災センターHP)

(2) 国際災害救援のための平素の対応

2005 年防災法の原文には、専任の国際緊急援助隊待機部隊に関する記述はない。

(資料源：The Disaster Management Act 2005)

ただし、国内災害対応のために NDRF は 8 個常備大隊を保有している。

(資料源：インド国家防災委員会 (NDMA) HP)

今回日本へ派遣された部隊は、NDRF の一部である。

8 シンガポール民間防衛隊

(1) 災害救援活動の根拠

市民防衛法 (1986 年制定、Civil Defence Act) では、非常事態宣言と救助隊員の動員・配備のための法的枠組みを定めている。その他火災安全法 (1993 年制定、Fire Safety Act)、市民防衛保護法 (1997 年制定、Civil Defence Shelter Act) などがある。

(2) 国際災害救援のための平素の対応

内務省 (MHA) は、シンガポールの安全や防護のための中心的な政策立案政府機関であり、その監督下に民間防衛隊 (Singapore Civil Defence Force: SCDF) がある。

SCDF は、正規職員約 2000 人および 2 年間の兵役による職員 (約 3000 から 3500 人)、予備役の要員約 6 万人、技術要員約 500 人のほか、ボランティアにより構成される。

SCDF は、これまでに多数の海外派遣実績を残しており、教育訓練目的で国連等に要員を派遣している。

(資料源：シンガポール民間防衛隊 HP 20110517、参議院 HP 20040800)

III 我が国の国際緊急援助活動への取り組み

1 概要

我が国は、1987（昭和 62）年に国際緊急援助隊法（JDR 法）を施行し、被災国政府または国際機関の要請に応じて国際緊急援助活動を行ってきた。

1992（平成 4）年、国際連合平和維持活動等に関する法律（PKO 協力法）の成立と国際緊急援助隊の派遣に関する法律（JDR 法）の改正により自衛隊にも国際緊急援助にかかる任務が付与された。

すなわち、改 JDR 法により、外務大臣は（1）国際緊急援助活動（2）国際緊急援助活動を行う人員または当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送を防衛大臣と協議することとなった。

なお、自衛隊以外の援助隊には、「救助チーム」「医療チーム」「専門家チーム」があり、被災国との調整により、所要のチームが派遣される。

爾来、自衛隊は、その装備や組織、平素からの訓練などの成果を生かし、自己完結的に救助活動、医療活動などの国際緊急援助活動を行う態勢を維持してきた。

国際緊急援助活動は、人道的な貢献や国際的な安全保障環境の改善の観点から、国際協力の推進に寄与することを目的とするものであり、意義あるものと認識されている。

2 自衛隊が行う国際緊急援助活動

(1) 概要

自衛隊は、国際緊急援助活動としての、（1）応急治療、防疫活動などの医療活動、（2）ヘリコプターなどによる物資、患者、要員などの輸送活動、（3）浄水装置を活用した給水活動などの協力、（4）自衛隊の輸送機・輸送艦などを活用した人員や機材の被災地までの輸送等を行う。

このうち、具体的にいかなる活動を行うかについては、個々の災害の規模や態様、被災国政府または国際機関からの要請内容など、その時々状況により異なる。

(2) 待機態勢

自衛隊は事前に作成した計画に基づき任務に対応できる態勢を維持している。

陸自は、国際緊急援助活動を自己完結的に行えるよう、中央即応集団と方面隊が任務に対応できる態勢を維持している。

待機部隊は、医療、航空輸送および給水支援部隊の合計約 300 名であり、第 1 派は、派遣命令後 48 時間以内に移動開始し得る態勢を維持し、第 2 派主力は、派遣命令後 5 日以内に移動開始し得る態勢を維持している。

海自は、自衛艦隊が、輸送艦（おおすみ型）、補給艦（ACE）および護衛艦（DD/DDH）各 1 隻を、空自は航空支援集団が、6 機の C-130 により国際緊急援助活動を行う部隊や部隊への補給品などの輸送ができる態勢を維持している。

(3) 派遣実績

活動名	派遣部隊等	派遣期間
ホンジュラス国緊隊	陸自医療支援隊、空自輸部隊	H10. 11～12
トルコ国緊隊	海自海上輸送部隊（艦艇3隻）	H11. 9～11
インド国緊隊	陸自物資支援隊、空自空輸部隊	H13. 2
イラン国緊隊	空自空輸部隊	H15. 12～H16. 1
インドネシア&タイ国緊隊	海自海上部隊、陸自医療・航空援助隊、	H16. 12～H17. 3
ロシア	海自艦艇派遣	H17. 8
パキスタン	陸自航空援助隊、空自空輸隊	H17. 10～12
インドネシア(ジャワ)	陸自医療援助隊、空自空輸隊	H18. 6
インドネシア(パダン)	医療援助隊	H21. 10
国緊隊		
ハイチ国緊隊	陸自医療援助隊、海自空輸部隊	H22. 1～2
パキスタン国緊隊	陸自航空援助隊、空自空輸・海自海上輸送部隊	H22. 8～10

3 各国等との国際緊急援助活動に関する協力

安全保障環境の改善に向けて積極的に取り組むため、防衛交流は質的に深化し、量的に拡大する趨勢にある。災害救援、テロ対策などの非伝統的な安全保障分野における相互協力を通じ、全体的な協力感・協調感を醸成することも重要である。

(1) 日豪および日米豪関係の進展

日豪は、1992（平成4）年のカンボジア国連PKOに参加して以来、東ティモール国連PKO やスマトラ沖地震・インド洋津波の際の国際緊急援助活動などにおいて連携を深めてきた。

2009（平成21）年12月に行われた日豪首脳会談において、日豪両国は、物品役務相互提供協定（ACSA：Acquisition and Cross-Servicing Agreement）についての交渉を開始することで一致、2010（平成22）年5月に署名が行われた。

これまで、我が国がACSAを締結したのは米国とのみであり、日米安全保障体制を

前提とした米国以外の国との初めての ACSA の締結は、今後わが国が行う防衛協力・交流にとって大きな意味を持つものと考えられる。

一方、近年、米国を含めた日米豪 3 カ国の協力も増えている。連携・協力を効果的、効率的なものとするためには、地域の平和と安定のために不可欠な存在である米国を含めた日米豪 3 カ国による協力を積極的に推進することも重要であり、今後も、日豪間においては、日米豪 3 カ国協力を含め、人道支援や災害救援などの非伝統的安全保障分野を中心に、防衛協力・交流の強化をさらに進めていくことが重要である。

(2) 日韓

日韓両国が直面している安全保障上の課題は、北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、テロ対策や、PKO、大規模自然災害への対応、海賊対処、海上安全保障など、広範にわたる複雑なものとなってきた。

このような認識のもと、2009（平成 21）年 4 月の日韓防衛相会談において、各分野における協力を進展させることに合意した。また日米韓 3 カ国での、人道支援・災害救援などの分野においても協力を推進していくことで一致した。

(3) 日印

日印両国は、テロ対策、平和維持・平和構築、災害救援などの非伝統的安全保障分野において協力を進めることで一致している。

(4) 日中

近年の日中防衛交流においては、信頼関係・相互理解の強化にとどまらず、「戦略的互惠関係」を包括的に推進するとの考えのもと、徐々に協力分野を拡大していこうとする気運が高まっている。

人道支援・災害救援に関する経験の共有および協力等の両国間の具体的な協力の実施に向けた検討・意見交換を行うことなどで一致している。

(5) ASEAN 地域フォーラム（ARF）との協力

近年では、人道支援・災害救援活動等の非伝統的安全保障分野においても、地域における共通の課題として活発に意見交換が行われるようになっている。

人道支援・災害救援分野では、国際的な協力にあたって考慮すべき「一般ガイドライン」の作成に続き、より詳細な協力の手続を定めた「戦略指針」の作成が進められている。

また、2009（平成 21）年 5 月には、初の災害救援実動演習がフィリピンにおいて開催され、我が国は、陸自の医療・防疫・給水部隊、海自救難飛行艇（US-2）1 機および空自輸送機（C-130H）2 機の合計約 100 人という開催国フィリピンに次ぐ最大規模の派遣を実現した。

この演習は、ARF が意見交換の場から実動演習の段階にも踏み出したという点できわめて大きな意義を有している。

2011（平成 23）年 3 月にわが国とインドネシアとの共催で、インドネシアにおいて第 2 回災害救援実動演習（ARF-DiREx2011）を予定していたが、今般の東日本大震災の為に参加を中止した。

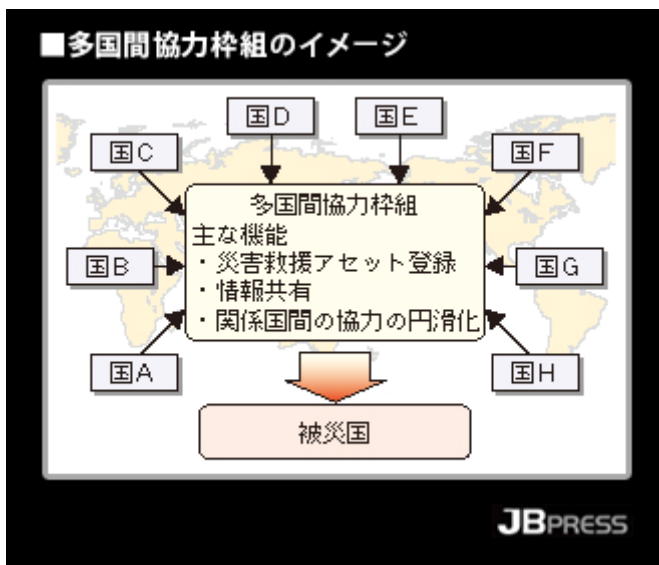
各種分野において、域内各国が具体的な協力・連携要領を議論し、一定のルールなどを策定した上で、訓練・演習を行い、地域の各種協力・連携要領にフィードバック

させていくというプロセスを繰り返すことにより、地域内における災害などへの対処能力が向上するのみならず、参加各国間の相互理解・信頼醸成も促進されることから、こうした取組を一層推進していくことが重要である。

＊大規模災害への対処をめぐるアジア太平洋地域における枠組み
(防衛白書平成 22 年版 310p)

アジア太平洋地域は、世界の自然災害による死者数の約 70%を占める大規模災害の多発地域であり、その教訓として、災害発生の初期段階で、いかに効果的な支援を行うことができるかが重要であることが認識されている。

そのためには、平素から地域で災害対処のための多国間の軍民の有機かつ効果的な協力を進め、迅速な対応を可能とする多国間の枠組みを構築していくことが重要であり、即応性の向上を図ることが必要である。



地域の安全保障協力枠組みである ARF では、各種災害救援の協力枠組みが構築されつつあるが、災害救援アセットなどの登録制度、多国間協力枠組みの構築については、今後の課題となっている。

こうした点を踏まえ、2009（平成 21）年 8 月、陸上自衛隊は、太平洋地域陸軍参謀総長等会議（PACC：Pacific Armies Chiefs Conference）において災害救援に係る多国間協力枠組の概念を提示した。

また、防衛省・自衛隊としても、災害救援アセット登録制度や災害発生時の多国間の協力枠組みの構築に向けて、関係省庁や ARF など多国間会議の場で関係各国との意見交換を進めている。

4 国際緊急援助活動に関する課題等

課題と対応の方向性を論述するのが本稿の目的でないので、簡潔に述べたい。

- (1) 現行法では、国際緊急援助活動において武器の携行が認められていないため、治安情勢が不安定な地域に派遣する場合、要員の安全確保が問題である。

仮に、要員の安全確保のため受け入れ国軍隊が警備を行う場合においても、派遣された自衛隊へりに武装した受け入れ国軍兵士を搭乗させることについての可否が不明確である。2010年実施したパキスタン洪水支援のための国際緊急援助活動においても、自衛隊を警備するパキスタン国軍兵士の自衛隊へり搭乗を断った経緯がある。

(2) 関係国間における共通のルール作成等

国際災害救援活動を整齐円滑に行うために、関係国間における共通のルールや基準作成あるいはそれらに基づく共同訓練が欠かせない。

(3) 受け入れ態勢の整備

災害対策基本法で特例の定めが認められているが、可能な限り事前にこれらを明らかにして対応策を講じておくことで、よりスムーズな受け入れが可能となる。

(4) 派遣先の決定

「国際緊急援助活動実施等のための主な運用方針」があり、その中において、派遣対象地域は、主としてアジアおよび大洋州の開発途上地域とされている。この指針は極めて妥当なものであると思料する。

国際隊派遣実績を見ると、ホンジュラス派遣があり今般のハイチ派遣がありと運用方針と異なるのではとの疑念を抱く向きもあるかと思うが、日米関係の重要性を考えるならば、中米地域への派遣は我が国の国益に適っていると考えるべきだろう。

「人道目的の派遣」との美辞麗句に惑わされることなく、冷徹に国際緊急援助部隊の派遣がもたらす意義を分析することが必要だ。我が国の極めて重要な戦略手段であり、限られた資源でもあり、そういう意味においては戦略的思考が必要と言えよう。

(5) 輸出管理

従前は、国際隊やPKOの出国・入国に際しては煩瑣な通関手続きが求められたが、現在では、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律等に基づく輸出入通関手続き等について」の通達により簡略されており、かつあらかじめリストの作成を行っているので、特段の支障はないようだ。

しかしながら、特例措置という訳にはいかないのだろうか、釈然としないのは小生のみか。

(6) 予防注射について

国際隊の要員候補者は待機指定前の準備期間に、5種類（狂犬病、A型肝炎、B型肝炎、日本脳炎およびポリオ）の予防接種を行うことになっている。

種類によっては2回接種をするものもあり、副作用のため同時に複数のワクチン接種ができず、接種ごとの間隔をある程度確保する必要がある。止むを得ないとはいえ、

結果的に予防接種に数カ月を要することになる。

状況によっては待機指定以前に予防接種が完了していないという状況が惹起することがある。上記5種以外の予防接種を義務付けている国・地域への国緊隊派遣を行うかどうかは疑問である。